

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 河野 ゆうき

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：令和元年のパーティー券販売に協力した際は、私は浪人中でありました。よって販売ノルマはなく、1枚目からこちらにも寄付を頂くということでした。寄付を受けるのは政治団体である私の政党支部でありますので、当然、政治的な用途に限定すべき資金であると認識しています。

管理につきましては政党支部が所在する私の事務所にて、適切に管理しておりました。なお、令和４年のパーティーにつきましては、この時も浪人期間中でして、販売協力の依頼はきておりません。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：本来であれば、販売した全額を都議会自民党に全額納入して、それからこちらの支部に対して一部を寄付として頂くという事務的な処理をしなければなりません。

んでした。しかしながら、それら事務的処理を抜かしたことにより、今回のような不記載ということになりました。認識の甘さで、そこまで思いが至りませんでした。資金の収支については、使用せずに繰り越ししておりましたので、支出を非計上したということではなく、繰越金が少なく計上されていたということでしたので、この度（1/23）に修正報告いたしました。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：売れた枚数を事務局に報告、納入すべき金額を聞き、その金額を納入しました。特別な説明は受けておりません。

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 河野 ゆうき

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 39 万円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 0 円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	都議会自民党よりの寄付 39 万円、次年度への繰越 39 万円
2022 年の件	なし
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	私が代表を勤める政党支部の事務所にて管理・保管
2022 年の件	なし
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ ④	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
浪人中でありましたので、事務局から話を受けました。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ ☒ 無	
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
いつから、どのようにかは、全くわかりません。慣習として続けてきた組織風土をしつかりと改めていく必要があると考えております。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治資金の収入として取り扱っておりますが、翌年度へと繰り越しております。この度、1月23日に、都議会自民党に全額返納（寄付）し、修正報告をしました。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
本来であれば、販売した全額を都議会自民党に全額納入して、それからこちらの支部に対して一部を寄付として頂くという事務的な処理をしなければなりませんでした。しかしながら、それら事務的な処理を抜かしたことにより、今回のような不記載ということになりました。	

思いが至らず、遵法意識に対して認識が甘かったことを反省し、今後はそれら慣習を疑問もなく続けてしまっていたという組織風土を改め、再発防止・信頼回復に努め、組織全体の体質改善を図り、党の立て直しに尽力して参ります。

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

所属議員それぞれが自身の政治活動に対する資金は考える問題であり、それぞれが遵法意識をしっかりと持ち、対応していくことが肝要であります。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

政治資金の問題や政治倫理の問題は、議員一人ひとりの意識の問題であり、議員それぞれに責任があると考えます。会派としては十分な対応はしていると考えます。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

議員は公僕としての意識をしっかりと持ち、信頼を損なう行為は厳に慎むことが求められています。そのことをしっかりと明記されるべきであると思います。また、審査会の設置に関しては、ともすれば、政争の具に利用されてしまう可能性を秘めていることを踏まえ、慎重な設置の基準も求めます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 河野 ゆうき

Q 1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A 1 そのような手提げで受け取った記憶はありません。

Q 2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A 2 当時は浪人中だったため、ノルマはありませんでした。販売協力をしてほしいとのことでした。

Q 3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A 3 令和元年は 29 枚。令和 4 年は 0 枚です。

Q 4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A 4 個人：8 枚、 企業：15 枚、 団体：6 枚

Q 5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A 5 浪人中のため、ノルマはありませんでした。

Q 6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A 6 はい。

Q 7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7 (本来寄付として記載するべきであった)不記載金は、私が代表を務める政党支部の事務所にて管理・保管しておりました。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8 (本来寄付として記載すべきであった) 不記載金は、翌年度へと繰り越しております。この度、1 月 23 日に、都議会自民党に全額返納(寄付)し、修正報告をしました。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9 —

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0 令和元年の収支報告書には、都議会自民党から 39 万円の寄付として収入があり、翌年度への繰越金として 39 万円追加をしました。2 年から 6 年は繰越金 39 万円追加を修正し、この度(1 月 23 日)に都議会自民党に 39 万円の返金(寄付)をしました。

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1 はい、すべてです。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2 ノルマは超えていませんので、不記載はありません。

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3 あります。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4 現職であった(平成 25 年 8 月～29 年 7 月)の期間であれば、販売はしております。ノルマは超えていませんので、不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1 月 23 日の記者会見で、小松大祐幹事は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019 年、2022 年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 河野 ゆうき

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 現職であった(平成 25 年 8 月～29 年 7 月)の期間に開催された都議会自民党のパーティーは、販売に携わりました。ノルマは超えていませんので、不記載はありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 現職(一期目)であった(平成 25 年 8 月～29 年 7 月)の期間に開催された都議会自民党のパーティーは、一期生にとってノルマは厳しく、ノルマは超えていません。しかし、令和元年のパーティーの際は、浪人中だったため、ノルマはなく 1 枚目からこちらの支部への政治資金としての寄付を頂けたため、不記載が生じました。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 あります。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り

込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 購入者より現金で、または事務所の口座に入金頂きました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 記載をしっかりとしていれば、今回のような問題は起きなかった。管理方法の問題ではないと考えます。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治資金として管理していたと認識しています。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識はしておりませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 令和元年の以前のパーティーにつきましては、不記載はないと認識しております。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 政党支部に帰属する資金でありますので、その目的のために使われるものと考えます。

問⑩ ストックしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 1月23日に公表し、修正した金額が全てです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 （本来寄付として記載するべきであった）不記載金は、私が代表を務める政党支部の事務所にて管理・保管しておりました。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 繰り越ししていただけたので、帳簿等はありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 ー

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した2019年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 それ以前はありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 使用しておりません。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 寄付として修正報告をしている通り、政治団体としての収入であり、それには当たりません。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使わずに繰り越ししておりました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 認識の甘さを反省し・改め、口座の管理方法の見直しや専門家の監査などを強化する。